

処理料金改定について（お知らせ）

公益財団法人島根県環境管理センター
クリーンパークいずも

平素は、当財団の運営に関し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当財団においては、島根県が目指す「しまね循環型社会」の実現に向けて、産業廃棄物の最終処分場としての役割を果たしていくために、財団の掲げる【基本姿勢】に基づき、様々な取り組みを行っています。

この度、こうした取り組みの一環として、現行処理料金の見直しを行い、令和3年6月1日（火）受入分から実施することとしました。

排出事業者の皆様には、今後、より一層の産業廃棄物の徹底した分別、そしてリサイクルや減量化に取り組んでいただきますとともに、今回の処理料金の見直しについて、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 財団の【基本姿勢】

- ・発生した産業廃棄物は、徹底した分別により、リサイクル・減量化（焼却処分など）を行っていただき、どうしても最終処分（埋立）しなければならない産業廃棄物のみを受け入れること
- ・現在、埋立を行っている「管理型第3期最終処分場」の廃棄物の受け入れについては、今後、いわゆる管理型品目を主に取り扱うこと

2. 処理料金の見直し

裏面「新処理料金表」のとおり

3. 実施年月日

令和3年6月1日（火）受入分から

新処理料金表

【令和3年6月1日受入分から適用】

区 分		処理単価 (円/トン)	
汚 泥	有機	下水道汚泥	17,000
		有機汚泥	12,000
	無機	無機汚泥	10,000
		建設汚泥	10,000
木 ぐ ず		15,000	
紙 ぐ ず		20,000	
織 維 ぐ ず		50,000	
燃 え 殻		12,000	
ば い じ ん		10,000	
鋳 さ い		8,000	
建設系混合廃棄物		25,000	
政令13号廃棄物		15,000	
廃プラスチック類		25,000	
ガラスくず・陶磁器くず		断熱材等	25,000
		廃石膏ボード	20,000
		その他	10,000
金 属 ぐ ず		15,000	
が れ き 類		10,000	
ゴ ム ぐ ず		15,000	
石 綿 含 有 物		25,000	
畳		10,000	

- (注) ・消費税及び地方消費税並びに島根県産業廃棄物減量税は別
 ・処理料金の計算は10kg単位で行います。
 ・「施設利用にあたっての留意事項」の「3■産業廃棄物の受入基準等」もご確認ください。